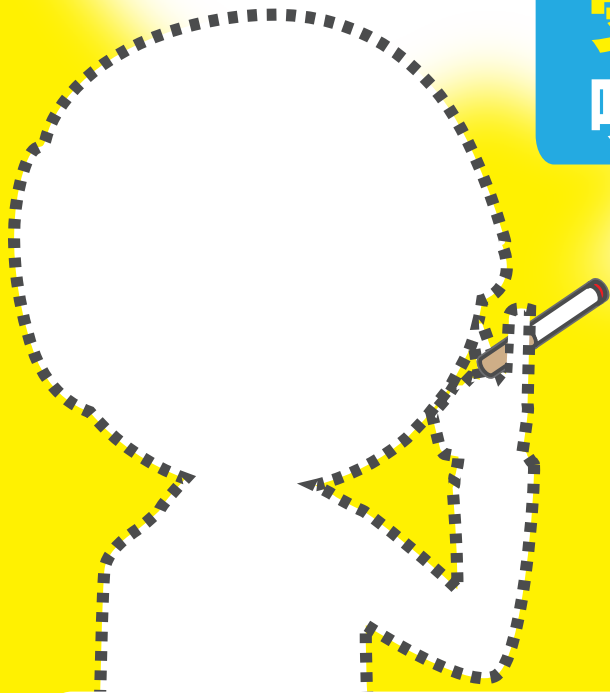


たばこの煙… 吸いたく ないよ!



受動喫煙を防ぐには、
喫煙者の配慮が大切です。



平成28年4月1日から広島県がん対策推進条例により、
屋外での受動喫煙防止対策(努力義務)が施行されます。

学 校[※]

(幼稚園・小学校・中学校・高等学校等)

児童福祉施設[※]

(保育所等)

**遊具のある
公園**

停 留 所

横 断 歩 道

とその付近の7m以内の公道 では喫煙しないでください。

(子供の受動喫煙の防止に配慮された一定の基準を満たした灰皿付近は除く)

※屋内においては、禁煙または喫煙所による分煙が施設の管理者に義務化されます。